（令和８年11月17日定例記者会見資料　総務部総務課　資料２）

令和８年12月長野市議会定例会提出条例案について

総件数		５
内訳	新規制定	０
	改　　正	５
	廃　　止	０

１　長野市印鑑条例及び長野市手数料条例の一部を改正する条例

担 当 課	財政部市民税課、地域・市民生活部市民窓口課
理　　由	個人番号カード等を利用してコンビニエンスストア等に設置された端末機により証明書等の交付を受けた場合の手数料の金額を引き下げることに伴い、改正するもの
主な内容	(1) 長野市印鑑条例の一部改正 多機能端末機により印鑑登録証明書の交付を受けた場合の手数料の金額を次のとおり改める。 改正前：１通につき 250円　／　改正後：１通につき 200円 (2) 長野市手数料条例の一部改正 ア　多機能端末機により戸籍に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付を受けた場合の手数料の金額を次のとおり改める。 改正前：１通につき 400円　／　改正後：１通につき 350円 イ　多機能端末機により住民票の写し、戸籍の附票の写し並びに個人の市民税及び県民税に係る課税内容証明書の交付を受けた場合の手数料の金額を次のとおり改める。 改正前：１通につき 250円　／　改正後：１通につき 200円
施行期日	令和９年４月１日

２　長野市有償旅客運送自動車の設置等に関する条例の一部を改正する条例

担 当 課	企画政策部交通政策局
理　　由	浅川地区及び芋井地区に新たにＡＩオンデマンドバスを導入することに伴い、改正するもの

主な内容	(1) デマンド運送を行う長野市有償旅客運送自動車の路線に、浅川・芋井線を加える。 (2) 浅川・芋井線に係る大人１人当たりの普通旅客運賃を定める。 (3) 浅川・芋井線に係る運行日を定める。 (4) 浅川・芋井線に係る通学定期券の額を定める。 ※料金等は他地区のＡＩオンデマンドバスと同じ。
施行期日	令和９年４月１日

３　指定管理者が管理する長野市営運動場条例の一部を改正する条例

担 当 課	スポーツ部スポーツ課
理　　由	長野市営茶臼山スケートパーク（以下「スケートパーク」という。）に指定管理者制度を導入することに伴い、改正するもの
主な内容	(1) スケートパークの管理は、指定管理者にこれを行わせるものと定める。 (2) スケートパークの利用料金を定める（現在と変更なし）。 (3) 長野市営運動場条例の一部改正 (4) その他条文を整備する。
施行期日	令和９年４月１日

４　長野市公共下水道条例の一部を改正する条例

担 当 課	上下水道局総務課
理　　由	下水道法の一部改正に伴い、改正するもの
主な内容	この条例において引用する下水道法の条項を整理する。
施行期日	下水道法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

５　長野市火災予防条例の一部を改正する条例

担 当 課	消防局予防課
理　　由	火災発生のおそれのある調理器具の周囲において使用する排気設備等の管理方法について定めることに伴い、改正するもの
主な内容	(1) 液体燃料を使用する調理器具については、その周囲において使用する排気ダクト等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならないものと定める。 (2) 固体燃料を使用する調理器具について、(1) と同様の改正を行う。 (3) 気体燃料を使用する調理器具について、(1) と同様の改正を行う。

	(4) 電気を熱源とする調理器具について、(1) と同様の改正を行う。
施行期日	令和９年４月１日